



釧路地域における太陽光発電施設の 開発について

令和7年10月
環境省自然環境局野生生物課

釧路地域で問題となっている太陽光発電施設の概況

- ・国内最大の湿地を有する釧路湿原国立公園の周辺地域において、近年、太陽光発電施設が急増しており、釧路市等の地元自治体においてメガソーラーを規制する動きが始まっていた。
- ・特に、昨年以降、国立公園と釧路市市街地の間の市街化調整区域において大阪を本社とする事業者が実施するメガソーラー案件2件【昭和地区、北斗地区】について、釧路市や地元専門家との軋轢が顕在化。
- ・【昭和地区】は事業者が中止を判断したが、【北斗地区】について、地元専門家がSNSを通じて工事の様子等を動画で発信したことで、著名人らが賛同する動きに発展。

＜経緯＞ R5.7	「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定
R6.7.24	事業者がガイドラインに基づく届出【北斗地区】
R6.12.13	事業者がガイドラインに基づく届出【昭和地区】
R6.12、R7.2	事業者が住民説明会を実施（オジロワシの巣はないと説明）【昭和地区】
R7.4	事業地にオジロワシの巣が含まれることが判明し、事業者が事業中止【昭和地区】
R7.6.1	釧路市が「ノーモアメガソーラー宣言」を宣言
R7.6	釧路市が事業者の工事着工を確認【北斗地区】
R7.6.25	地元専門家が工事の様子を動画とともにXで発信
R7.7.23	釧路市が「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例案」について
～8.21	パブリックコメント実施
R7.8.21	釧路市から文化庁に対して文化財保護法※に関する照会
	※タンチョウは国指定特別天然記念物
R7.8.22	文化庁から釧路市に回答（専門家の意見を聴取して市に報告すること）
R7.8.29	浅尾環境大臣が現地への職員派遣を指示
R7.9.1～11	環境省野生生物課長が釧路市長等と順次面会し意見交換
R7.9.2	北海道庁が森林法違反として一部区域の工事の中止を勧告
R7.9.17	9月定例市議会で全会一致で条例可決（10月1日施行）
R7.9.24	第1回関係省庁連絡会議開催

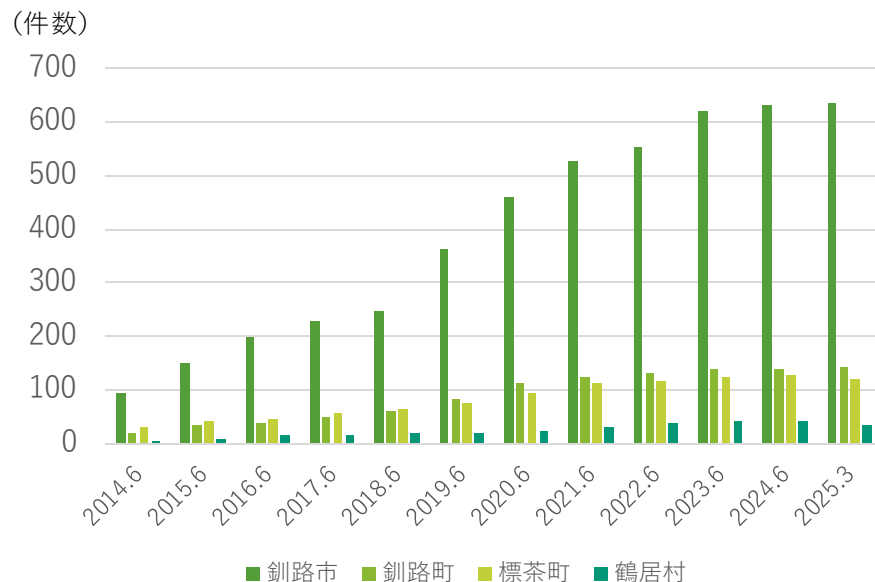
釧路地域における太陽光発電施設の開発状況について

釧路地域における太陽光発電施設数の推移

年月	釧路市	釧路町	標茶町	鶴居村
2014年 6月	96 (1)	20 (0)	31 (0)	5 (0)
2020年 6月	460 (20)	111 (5)	93 (2)	25 (3)
2025年 3月	636 (25)	141 (5)	119 (2)	36 (3)

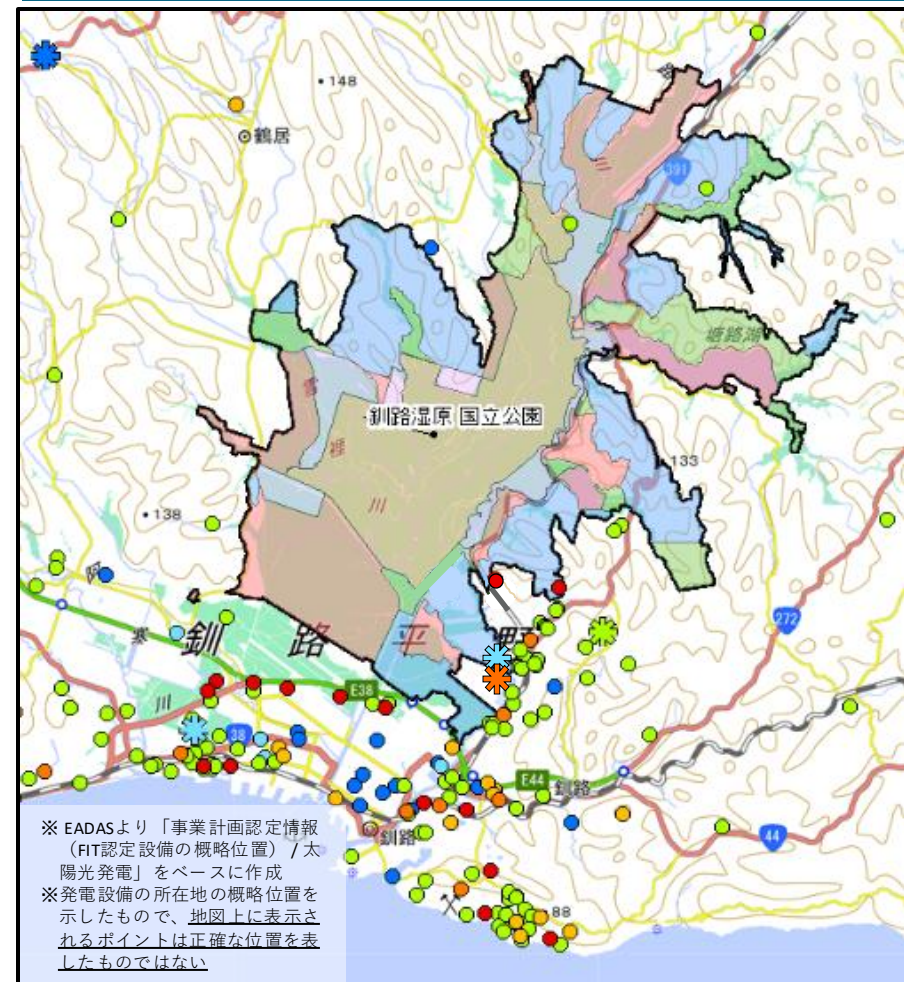
※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき導入された件数（市町村別導入件数（新規認定分））

※ カッコ以内の数字は1,000kw以上のメガソーラーの件数



※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公表用ウェブより

釧路湿原国立公園等における太陽光発電施設の設置箇所



釧路市北斗における太陽光発電施設の概要

- 場 所：釧路市北斗
(釧路湿原野生生物保護センターから南に約200m)
- 発電規模：1,937.5kW (非FIT/FIP)
- 面 積：42,668m²
- 令和7年6月から工事を開始

＜環境省所管法令との関係＞

自然公園法：国立公園区域外

種の保存法：国内希少野生動植物種の個体の捕獲等を行わない限り、規制対象とならない

環境影響評価法：法アセスの規模要件未滿

法アセス：第1種事業40,000kW以上

第2種事業30,000kW以上

※条例アセスについても規模要件未滿

北海道条例：第1種事業40,000kW以上

第2種事業20,000kW以上

